

# AiKS

[ アイクス ]

No.71

船井総研コンサルタントが語る！

改正税法①②

アイクス人事ナビ

AiKS Medical News

社員紹介

私のお室

## 国会議員ヨ . . . . .

### “あなたは、歴史の審判に耐えられますか”

まずもってこの度の東日本大震災により被災されました皆様方、そして、避難生活を余儀なくされておられます皆様方に対して、心よりお見舞い申し上げます。

地震発生から、丁度2ヶ月になります。

警察庁がまとめた震災による死者の数は15,037人、行方不明者の数は9,487人、そして避難生活を送っている人の数は116,591人ということです。この度の被災は、震災、津波、原発、計画停電と4重苦です。地震は天災ですが、原発は人災であります。

原発で避難生活を送っておられる方は、我が家が有るにもかかわらず、いつ帰れるのか目処が立っていません。さぞかしやり切れない思いでありますでしょう。

私は、これは宇宙の造創主が人類に発した警鐘だと思えてなりません。

人間は、あまりにも我欲を満たすために科学を過信し、自然を破壊し、宇宙に対する畏敬の念を忘れてきました。

しかし、この度の災害では、戦後長らく忘れ去られていた痛みを分ち合って、困難を乗り切ろうという同胞意識が目覚めるきっかけになったと思われます。

まずはNPO等のボランティア集団が早くから行動を起こしましたし、多くの場面で募金活動がみられました。応募者も、オーナー企業家、タレント、プロスポーツ選手など多岐に渡り、その金額もかつてのものより大きく、単なる連帯感だけでなく、より力になりたいとの意識が伺えます。

原発の現場では、自身が被災の身でありながら、或は被爆の危険にさらされながら復興に当る東電社員や協力会社の作業員、自衛隊員の献身的な救援作業には、心打つものがあります。

震災直後、海外メディアは被災地で示される日本人の冷静さと規律正しさ、助け合いの心を、日本が誇るべきソーシャルキャピタル（社会的資本）としてたたえていました。

そのソーシャルキャピタルは、巨額の復興経費の負担においても大きな役割を果たすことが期待されています。

今後取組むべき課題は山積しています。



アイクス税理士法人  
代表 飯田 昭夫

これを単なる復興に終わらせないで、日本再生のモデルとすべきです。

日本は、震災と原発で世界からの信頼と評価を大きく下落させてしまいました。

世界は、今後日本がどのように対処するか色々な意味で注目しています。

復旧、建設、原発保障、そしてエネルギー対策等課題はたくさんありますが、はっきりしていることは、膨大な資金が必要だということです。即時的と中長期的な対応が求められます。

一方、国と地方の借入残は平成11年度末で1,200兆円超と予想されます。これは家計の金融資産と負債との差額1,100兆円を既にオーバーしています。

今、日本は色々な意味で「明治政府の改革」に匹敵する改革が求められていると認識すべきであります。

資金手当、日本再生、これを担保するための、法的対応が急がれます。困っているのは被災者の皆さんだけではなくありません。地方も企業もそして国民全員が被害者なのです。今ほど為政者の行動が求められている時はありません。

なのに日本の国会議員の態度はどうでしょう。国民の痛みを政争の具にして、党利党略にうつつを抜かしています。人のやっていることの批判は誰にでも出来ます。真の政治家なら、今ほどやりがいのある時はないと理解するはずです。

坂本竜馬は、徳川幕府から朝廷へ大政奉還させました。

今こそ為政者には、党利党略、派閥を離れ、真に国民の為、長期的展望に立って粉骨砕身、行動することが求められています。

与党、野党、国民にとっては、そんなの関係ない。今は、超党派、国民党を作って歴史に残る一代改革をやってくれる国会議員を望んでいるのです。

後年、歴史的な東日本大震災が語り継がれるにつれ、政治家だけは利己的だったとの謗りを受けることがあってはなりません。

国会議員ヨ、あなたはそのような歴史の審判に耐えられますか。

平成23年6月10日

アイクス税理士法人 代表 飯田 昭夫

## 震災による価値観の大転換

株式会社 船井総合研究所 竹内 実門



皆様、こんにちは。株式会社 船井総合研究所の竹内実門です。

この度の東北地方太平洋沖地震におきまして、甚大な被害が各地に及んでおりますが、被災された企業様ならびに関係者の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

2011年3月11日に発生した震災から二ヶ月余が経過し、少しずつ以前の状況に戻りつつある頃かと存じますが、震災の影響も含め、「これからの企業経営」について、どのような方向に進むべきか・・・という一抹の不安を抱えているトップの皆様も多いのではないかと想像しています。

というのも、この二ヶ月間に「震災の影響はどうなるのですか？」「今の延長上に明るい未来はあるのでしょうか？」といった、「未来に対する不安」に関するご相談が増えているからです。その背景として、「価値観の変化」・・・多くの経営者を含め、日本人全体の根底にある「価値観」が大きく変わったことに起因していると思います。では、何が、どのように変わったのか?! 順を追ってお伝えしていきます。

### 1. 省エネ（低エネ）に対する価値観の転換

クリーンなエネルギーといわれてきた「原子力発電」の事故とそれによる「計画停電」により、家庭内だけでなく、多くの公共の場、企業においても「省エネ（低エネ）」を実践するようになりました。特に東京を中心とする関東を生活圏にしている方々は、「節電・省エネ（低エネ）」が日常となり、震災前の状況に違和感がある状況になりました。



これはそのまま、企業や商品を選ぶ基準に大きく影響を及ぼすことになりました。つまり、「省エネ（低エネ）」スタンスが希薄な企業や商品は、消費者の選択肢から自然と外れるようになりました。逆の言い方をすれば、「省エネ（低エネ）意識が高く、またそれを実践している企業が選ばれる・・・」ということにほかなりません。

### 2. 贅沢に対する価値観の転換・・・贅沢から贅選へ・・・

今まで以上に「贅」に対する考え方が変わってきています。消費やお金を出す対象が、

物による充足から心の充足へ変わっています。特に高単価なものについては、消費する側の「こだわり」や「他とのちょっとした違い」に対しての価値を求めるようになりました。分かりやすく言えば、「無駄なものは徹底して省き、必要なものや自身がこだわるモノ（コト）にはしっかりとお金をかける」ということになるでしょう。

サービス業においても、「最低限必要なもので他社との違いが少ないもの」については、価格にシビアになります。逆に「自分のこだわりや他にないもので自分の心を充足してくれること」に対しての投資（消費）は促進するということを意味します。

### 3. 安心して暮らすことに対する価値観の転換

これは、「幸せ感に対する価値観の転換」と言ってもいいかもしれません。「刺激がたくさんあって楽しい」という感覚から、「平穏に暮らすことが幸せ」という感覚への変化です。震災以降、婚約リングの売上が前年対比で10%以上伸びているという事象からも、そういったことはうかがい知ることができます。



また、「遠くの親戚より近くの他人」ではないですが、地縁や地域コミュニティの重要性・頼りがいがある対象について、以前よりも増して重要視するようになりました。

短期間での刺激より永続的な平穏、地域密着の重要性……。安心感を構成する要素が大きく変わってきたのです。さらに、この「安心感」においては、もうひとつ大きな転換が起きました。

それは、「情報の流通経路に対する意識変革」です。

震災直後にマスコミ（特にテレビや新聞）から発信された情報が、今になってみると異なっていた、不足していた……。ということが、世間で認識されてきています。詳細は省きますが、震災の状況にしても原発の状況にしても、「誰かが意図的に流通したもの」ではなく、インターネットを媒介として、「現地の生の情報」や「信頼できる人が体験した生の情報」のほうが、より確からしい……。ということに、多くの方々が気づいてしまったのです。

このような価値観の大転換を踏まえて、皆様の提供する商品・サービス、そして提供の仕方を考えていくことが求められます。日本が復興するまでには、復旧の3年間、定着の3年間、して復興の3年間の9年近く要するのではないかと考えています。

これを機に、皆様の企業のグランドデザインも見直していただくことを強く希望いたします。

平成23年度の税制改正法案は、東日本大震災の影響もあり、未だ国会で審議中の状況ですが、法案の中から、今日は「給与所得控除」の改正についてご説明します。



税理士 中嶋昌啓

## 1 給与所得控除の上限設定

給与所得者の必要経費は、実額ではなく、原則として収入に一定の割合を乗じて計算されます。この計算された金額を「給与所得控除額」といい、給与所得の所得金額の計算は、次の算式によります。

$$\text{「給与収入金額」} - \text{「給与所得控除額」} = \text{「所得金額」}$$

現行の「給与所得控除」は、給与収入に応じて控除額が増加する仕組みで上限はありませんでした。

今回の改正案は、控除率は変わらないものの、その年の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の「給与所得控除額」については、245万円が上限とされます。

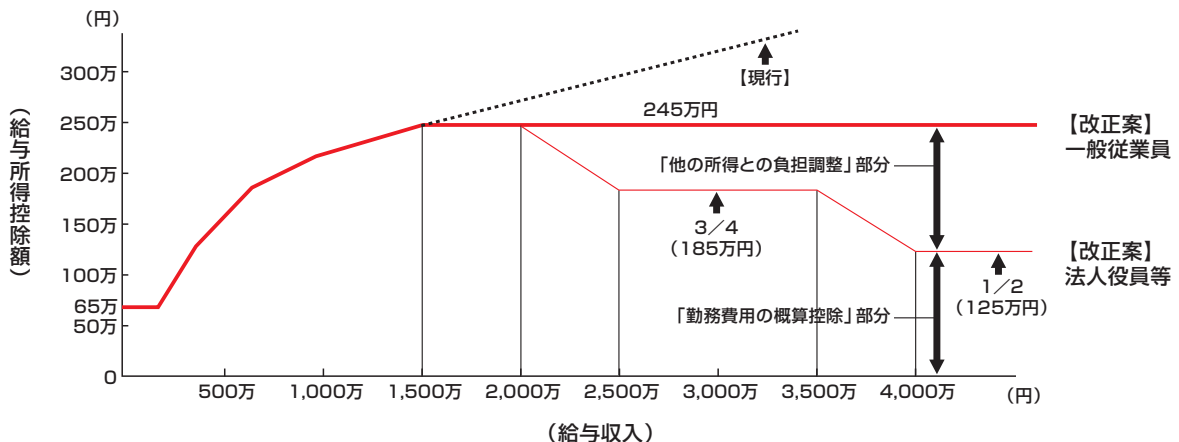
## 2 役員給与等に係る給与所得控除の見直し

法人の役員等が受ける役員給与等に係る「給与所得控除額」は、その年の給与等収入金額が2,000万円までは、上記①と同様ですが、2,000万円を超える場合は、「給与所得控除額」が減少し、収入金額4,000万円超の「給与所得控除額」は、125万円になってしまいます。

なぜ、収入金額が増えるのに、「給与所得控除額」が減ってしまうのでしょうか？

今回の改正案で示されたことですが、「給与所得控除額」の上限額245万円は、「勤務費用の概算控除」部分と「他の所得との負担調整額」部分が各々1/2づつと考えられています。役員給与等の金額が、高額（今回の改正は2,000万円超）な場合は、「他の所得との負担調整額」部分の金額を段階的に減額し、最終的には、収入金額4,000万円超の場合は、「勤務費用の概算控除」部分の125万円しか「給与所得控除額」にならないというものです。

※ なお、今回の改正案は、所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度から適用される予定です。



## 贈与と相続どちらが得か？



資産税部  
稲葉 賢一

お客様からのお問い合わせの多い事項の中から一例をご紹介します。  
例えばお父様の土地の上に息子さんが居住用の建物を新築する計画があるとご相談がありました。この土地を生前に名義変更した方がよいのか？というようなご質問がありました。

結論から言えば、相続時に名義変更した方がよいと思います。

その理由としては、

- ① 売買、贈与よりも相続の方が登録免許税の税率が低い
- ② 売買、贈与では場合により不動産取得税がかかりますが、相続ではかからないという点にあります。
- ③ 贈与税の方が相続税に比べ、累進税率の割合が高い。

従って、目安として5000万円＋1000万円×法定相続人の数により求められる金額より相続財産が少ないようであれば相続税はかかりませんし、当該不動産の相続につき、他の共同相続人ともめる要素がないようであれば相続時に名義変更をするのがよいかと思います。

しかし、贈与の方が節税対策になる場合も考えられます。

### ○ 法定相続人以外に財産を与えたい場合

法定相続人以外の孫や息子の嫁などに財産を与えたい場合は、贈与のほうが有利になるケースがあります。配偶者・子供・親以外が相続で財産を取得した場合「相続税の2割加算」の規定があり、相続税額に20%が加算されます。

### ○ 相続財産が収益物件の場合

相続が発生するまでに時間があり、相続財産が収益物件（賃貸物件や駐車場など）の場合、贈与をすることによって相続人は、相続発生までに賃貸収入を得ることができますので、その収益分が節税になります。

### ○ 相続財産が将来値上がりしそうな場合

生前贈与加算の場合でも、相続時清算課税を選択する場合でも、贈与時の価額が相続財産の課税価格に加算されますので、贈与された財産の価値が値上がると、その差額分だけ節税できます。

ただし、贈与する人の財産の多寡、贈与する資産の価格等によって、事情は変わりますので、実行する場合には事前にご相談下さい。綿密なシミュレーションを致します。

## 東北地方太平洋沖地震被害に伴う 雇用調整助成金

あてはまる要件があるか  
確認しましょう

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定金含む）が利用できます。

### 【概要】

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則4/5）を助成する制度です。本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。



社会保険労務士  
東 浩美

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由（避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

### 【具体的な活用事例】

- 過去1年間の売上高が1,000万円である特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所Bに対する過去1年間の売上高が400万円である→事業所Aは特例の対象となる。
- 過去1年間の木材の仕入量が50トンである特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所Bからの過去1年間の木材の仕入量が20トンである→事業所Aは特例の対象となる。
- 過去1年間の売上高が1,000万円である特例地域外の事業所Aの、特例地域内の事業所B、C、Dに対する過去1年間の売上高がそれぞれ100万円、180万円、120万円である→事業所Aは特例の対象となる。
- 車を製造している特例地域外の事業所Aで、車100台の製造にネジ10,000個、フロントガラス100個、タイヤ400個を仕入れる必要がある場合で、特例地域内の事業所Bからの過去1年間のネジの仕入れ個数が4,000個である→事業所Aは特例の対象となる。
- 過去1年間の宿泊者数が200名であった旅館Aにおいて、特例地域から来た過去1年間の宿泊者が70名である→旅館Aは特例の対象となる。

※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

### 主な支給要件

平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱います。

最近3ヶ月の生産量、売上高等がその直前の3ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。

休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要があります。

さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

上記災害救助法適用地域に該当しない事業所であっても、災害救助法適用地域に所在する事業所一定規模以上（総生産量などの占める割合が1/3以上）の経済的関係を有する事業の場合対象となります。

### 計画停電関連

通常、事業主様の都合で休業した場合労働基準法第26条の定めにより、平均賃金の6割の支払い義務が生じます。今回の計画停電の場合は、事業主様の都合での休業には該当しないため原則として休業手当の支払い義務は生じません。ただし、上記助成金を活用されるようであれば休業手当の支払いが必要となりますのでご注意ください。



## 職員さんが働き続けたいと思う 職場の要件は

新しい人を採用して一人前に育てるには、ある程度の時間と費用が必要です。ですから、職員さんが自院で長く働いてくれることは、医院経営においては大切な要素となります。

ここでは3月31日に発表された厚生労働省の調査（※）から、看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）として就業している方が、現在働いている施設で看護職員として働き続けたい理由を紹介します。

### 通勤に便利で人間関係がよいことが重要

現在の施設で看護職員として働き続けたい理由で最も多かったのは、「通勤に便利だから」でした。次いで「人間関係がよいから」、「勤務時間が希望にあっているから」の順になっています。この3つを回答者全体の1/4以上の方が理由としてあげています。

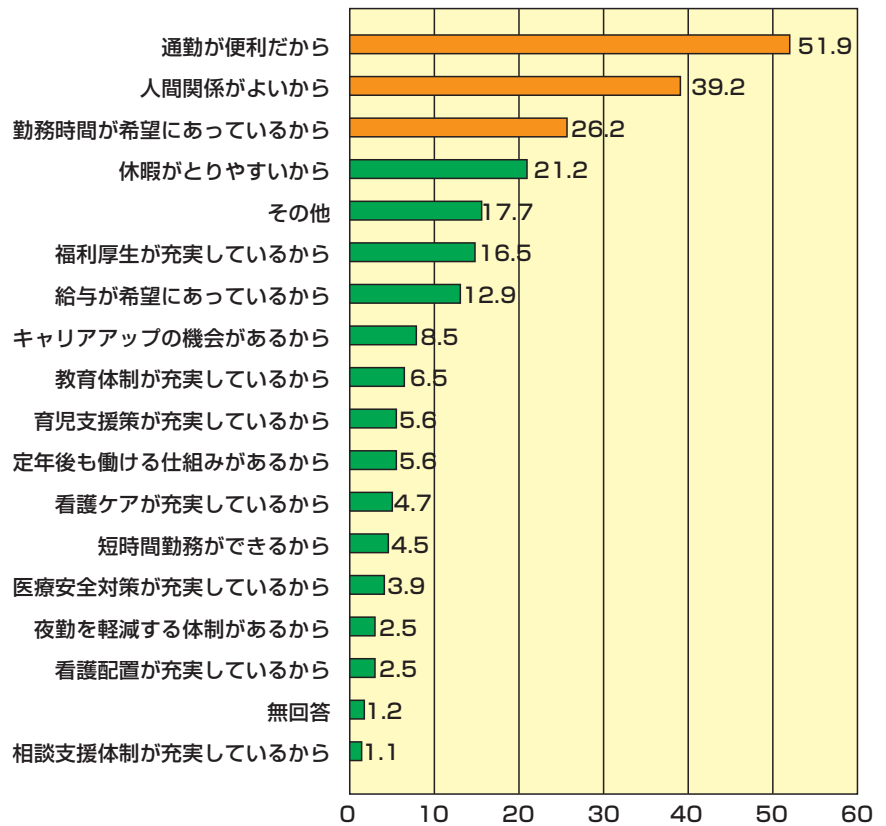
職場が自宅や駅などから近いといった、通勤のしやすさは働き続ける上で重要な要素です。また、働ける時間に制約のある方にとっては、希望通りの時間で働けることも仕事を続ける重要な要素といえます。

その他、働く人にとって仕事での最大のストレスは「職場の人間関係」だ、という調査結果があるように、「人間関係がよい」ことも仕事を続ける上で重要な要素となっています。

この結果をみる限り、仕事を続ける上では「お金」よりも「働きやすさ」を重要視している職員さんが多いことがわかります。

現在の施設で看護職員として働き続けたい理由（主な理由3つまで）

（単位：％、回答数：11,129）



厚生労働省「看護職員就業状況等実態調査結果」より作成

職員さんの定着に悩んでいる方は、こうしたデータも参考にされてはいかがでしょうか。

#### （※）厚生労働省「看護職員就業状況等実態調査結果」

保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を有する者を対象に、平成22年8月から平成23年1月にかけて実施された調査。各都道府県を通じて、看護師等学校養成所の卒業生に対して質問紙調査を実施。20歳代から50歳代までを同数抽出。調査対象数39,134人、有効回答数20,388人、うち、看護職員として就業している人は17,384人となっています。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017cjh.html>

# 新入社員紹介

## ▶▶▶ いわさき 岩崎まゆみ 所属 労務コンサル部

富士宮市出身、9月6日生まれ、おとめ座 O型です。

食べ歩きが大好きで、事あるごとに友人知人と食事会を開いています。しかし、運動不足でグラマラスなのが悩みです。最近は少しでも解消できるよう、昼休みに散歩をしています。

人の話を聞くのが好きでよく相談を受けるのですが、そのつど感じるのは学ばせていただいているという事と本当に自分を信頼して下さっているという感謝の気持ちです。悩みを相談される方は、本当は自分の中に答えを持っていて背中をポンッと押してくれるのを待っているケースが多いです。また、疑問を投げかける方は、私自身の知識確認と分からない事を調べるきっかけ作りをして、知識や経験の構築のお手伝いをして下さっていると認識しております。これからも多くを学び、自分と関わる全ての人が日々是好日（にちにちこれこうじつ※今日という日は二度と来ないからよい日となるよう精一杯生きようとの意味）と前向きに思えるよう、ムードメーカーになりたいです。



## ▶▶▶ すずき まい 鈴木 舞 所属 労務コンサル部

伊豆出身、昭和58年2月15日生まれの28歳です。

カフェが好きなので、休日にはお気に入りのお店に出掛けてはのんびりとした時間を過ごしています。

自然食に興味があり、最近ベランダで小さな家庭菜園を始めました。田舎育ちですが農業に関しては初心者なので試行錯誤しています。順調に育てばこの夏には大収穫できる予定です。

入社以来、毎日が勉強で時が過ぎて行くのをとても早く感じています。

実務経験が無く皆様に助けて頂いてばかりですが、1日でも早くお客様のお役に立てるよう前向きに努力していきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。



## ▶▶▶ やまの あやこ 山野 綾子 所属 BPO部

静岡市出身、30歳です。

食べることが大好きです。休日は友人とランチに行ったり、買い物をしたりしていることが多いです。何となくぶらぶらとお店に行くことが好きです。

あと身体を動かすことが好きです。これからゴルフを始めたいなあと考えています。

入社して3ヶ月が経ちますが、まだまだわからないことばかりで皆様にはご迷惑をかけることがあると思いますが、早くお役にたてるようがんばりますのでよろしくお願い致します。



## 「私のお宝」

総務部 秋山奈緒子



「エッセンシャルオイル」

精油とも呼ばれていて、植物の葉や茎、根、樹皮、また花びらや果実の皮から抽出した芳香性のオイルのことです。

植物の中に含まれる芳香成分は、植物の種類によって違った方法で抽出され、薬効成分を持っています。

私はアロマセラピーが趣味で、家には約40本の精油があります。

アロマランプで芳香浴をしたり、お風呂に入れたり、マッサージに使ったり、シャンプーやリンスに入れたり、お化粧品を作ったり、我が家では様々なシーンで活躍してくれています。

筋肉痛にはローズマリーでマッサージ。

風邪気味の時はティートリーでうがい。

胃腸の調子が悪い時はペチパーでお腹をマッサージ。

心が「もやもや〜」とした時はレモンで深呼吸。

火傷や傷にはラベンダーをつけると治りが早いので、メディカルグッズとしてバッグの中にはいつもラベンダーの精油をしのばせています。

1日の疲れも、この精油のおかげですっきり〜♪精油のない生活は考えられません。本当に素晴らしい癒しのツールだと思っています。



税務コンサル部 志村美和

小さい頃のリカちゃん人形遊びが忘れられない…ということではなく、この写真の人形たちは娘のもので、着せ替えの服や、実際に娘が着ることも服、カーテンや小物類を自作したものを「お宝」?として紹介します。

これらは全て古布を使用して作成しています。ブルーのワンピースは、もともと私のスカートだったものからリメイクしました。子どもが大きくなるたびに、着られなくなった服等の中からお気に入りの柄の布片をストックしています。そして、パッチワークで小物に再生し楽しんでいきます。自己流ですので雑な作りですが、布片を見るたびにそれを着ていた小さい頃の子どもの姿が思い出されます。なかには今は使用していないものもありますが、なかなか捨てられないものといった意味で私の「お宝」です。





〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田3875-92  
TEL054-264-3171 FAX054-264-3180 (全社共通)  
e-mail office@aiks-g.co.jp http://www.aiks-g.co.jp